令和5年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和5年4月25日(火)

【開会】 14時00分 【閉会】 15時46分

【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満 委 員 石井 孝 委 員 芳川 玲子

教育長職務代理者 田中 雅文 委 員 野村 浩子 委 員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一 教育政策室長 岩上 淳 教育環境整備推進室長 吉永 太 職員部長 北川 友明 学校教育部長 小澤 毅夫 健康給食推進室長 日笠 健二 生涯学習部長 大島 直樹 総合教育センター所長 鈴木 克彦 庶務課長 鷹觜 将行 庶務課担当課長 伊藤 卓巳 教育政策室担当課長 竪月 基

総合教育センター総務室長 峰岸 哲也 総合教育センター総務室担当係長 大寺 泰 カリキュラムセンター担当課長 鵜木 朋和 支援教育課長 末木 琢郎 指導課長 古俣 和明 指導課指導事務係長 新津 尚之 指導課担当係長 宮嶋 恵太 指導課担当課長 五味 博

調查·委員会担当係長 髙木 直子 書記 長谷川 俊太

【署名人】

委 員 森川 多供子

指導課指導主事 武田 弦 文化財課長 竹下 研 文化財課最補佐 栗田 一生 生涯学習推進課長 山口 弘 生涯学習推進課課長補佐 関 裕史 生涯学習推進課職員 柳尾 奈津江 庶務課課長補佐 葛山 久志

委 員 石井 孝

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

3月の定例会及び臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴 (傍聴者 8名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、 許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第3号は人事管理に係る内容であり、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と石井委員にお願いいたします。

7 請願審議

請願第2号(令和4年度) 2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について

【小田嶋教育長】

それではまず、請願審議に入ります。

「令和4年度請願第2号 2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について」審議いたします。まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。どうぞ。

【請願者】

前回の教育委員会では、請願そのものが読み上げられたと思いますが、まず、請願の趣旨について読みたいと思います。

今年(2023年)の教科書採択は、4年前に採択した小学校の教科書を改めて新しく採択する年に当たっていること、また、高等学校の教科書採択は毎年行われることを踏まえて、この請願を提出したところであります。

同時に、2014年に改訂されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の徹底のための、文科省初等中等局長通知の中に「教育委員会について」の最後の「(6) その他」として以下の文章があります。

すなわち「教育委員会の審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには「教育委員会の現状に関する調査」の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること」、以上の通知文書の中にある「地域住民の民意を十分に反映するため」を、「教科書採択」で生かすためには、今までも行っている教科書展示会場を一層住民に開かれたものにすることが重要になっていると思います。

なお、今回、採択される小学校教科書の全てに、今までになかったQRコードが掲載されて、 紙媒体の教科書だけではなくなってきている状況を踏まえ、その読み取りの手だてをも、展示場 に設けることが必要と考えます。

そして、今まで展示会場のアンケートに書かれたことや「教科書を考える会」、私、その事務局 長ですが、として、改善してほしいことを以下に「請願事項」として記述しました。

ということで、請願事項とその理由について述べていきたいと思います。

①展示会場にQRコードを読み取れる機器を設置し、その説明ができる職員を配置することについては、スマートフォンでQRコード読み取りアプリをインストールしている方ばかりではないと思いますので、ぜひこれをお願いしたいということが①です。

それから、②全ての行政区に教科書展示場が設けられていますが、縮小することなく各区の展示場を維持することはぜひお願いしたいと。

③教科書展示場の表示は掲げられていますけれども、分かりにくいので、会場表示がよく見えるように掲げることということは、市民館か何かが展示会場になることが多いんですけれども、市民館そのものの入り口と展示会の部屋の両方に掲示するということが一層分かりやすくなるので、ぜひお願いしたい。

それから、4番目、臨時会場の展示期間を少なくとも1週間にすることについては、一昨年の中学校のときの展示期間は最長で10日、最短で6日間で、ほぼ一昨年並みの展示期間をぜひお願いしたいと思います。

それから、5番目、市民に対して、「教科書採択に当たって、市民の意見を求めている」などの アピールを出すことという事項についてですが、例えば、市民だより、ちょっと書いてあるのか もしれませんが、ちょっと見られなかったので、例えば市民だよりなどの一角に掲載できないか、 ということです。

それから、これまで、意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また、明るい場所で書けるようになってきていることや、コピーができるようになってきていますが、この点を維持・拡充することについて、今後もよろしくお願いします。

7番目、昼間働いている方が展示場に行けるように、夜(せめて7時まで)や休日も含めて展示場を開設することについて、ぜひお願いします。大体6時までなんですよね。7時までとなると、あそこにいる勤務のこともあるのでしょうが、よろしくお願いします。

8番目、この市民から寄せられたアンケート内容を、採択の教育委員会会議の前に教育委員が 読み、内容を検討する時間を確保することは、前回の採択時に当時の教育委員さんの発言にもあ ったんですね。保証されているということですので、ぜひよろしくお願いします。

以上、審議のほどよろしくお願いします。2023年、3月20日。教科書を考える川崎市民 の会事務局長、橋本清貴。 以上です。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。陳述は以上で終了といたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【峰岸総合教育センター総務室長】

それでは、令和4年度請願第2号における各請願事項に対して、事務局の考え方を御説明いた しますので、ファイルナンバー「01-2_請願第2号資料」を御覧ください。

まず、請願事項の①「展示会場にQRコードを読み取れる機器を設置し、その説明ができる職員を配置すること」についてでございますが、QRコードを読み取る機器の展示会場への設置は、職員が配置されていない時間に施錠することが難しい会場もあり、管理方法等のセキュリティー面で課題があることから、設置は困難ですが、教科書に記載されているQRコードは、一般的なスマートフォン、タブレット等で読み取り、内容を確認することが可能ですので、来場者のスマートフォン、タブレット等で確認ができるよう、汎用的なQRコードの読み取り方の案内を展示会場に掲示していきます。

次に、請願事項②「全ての行政区に教科書展示場が設けられていますが、縮小することなく各 区の展示場を維持すること」についてでございますが、「展示会場と展示日数・日時(予定)」を 御覧ください。

国が定める法定展示期間は14日間となっているところではございますが、本市におきましては、地域住民等の多くの方々に展示会に参加していただけるよう、国の法定展示期間より拡大して開催しているところでございます。

令和5年度における教科用図書展示会の開催予定日数は、「展示日数一覧」のとおりでございます。昨年度からの展示会場の削減や展示時間の短縮はございません。また、展示期間につきましては、施設によっては異なりますが、延べ日数は82日となる予定でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

次に、請願事項③「教科書展示場の表示は掲げられていますが、分かりにくいので、会場表示 がよく見えるように掲げること」についてでございますが、各展示会場の入り口には案内を表示 しておりますが、可能な限り分かりやすい表示となるよう、各市民館等にも依頼してまいります。

次に、請願事項④「臨時会場の展示期間を少なくとも1週間にすること」についてでございますが、請願事項②で説明いたしました1ページ目の「展示日数一覧」を再度御覧ください。

初めに、教育文化会館大師分館では19日間、教育会館では14日間、総合教育センターでは20日間開催する予定です。次に、教育文化会館及び各市民館では、各館内に設置されている市民ギャラリーで展示しておりまして、宮前市民館は5日間、そのほかの館は6日間の開催を予定しております。

資料2ページ目の請願事項④にお戻りください。市民ギャラリーの使用については、要項が定められており、第9項「使用期間等」及び第10項「搬入及び搬出」の規定から、展示教科書を木曜日の午後に搬入し、翌週の木曜日の午前に搬出するため、展示期間を原則として金曜日から翌週の水曜日の6日間としているところでございます。なお、第9項第3号では、「第3項の委員

会が特に必要と認める場合の使用に当たっては、使用できる期間はおおむね月の2分の1以内とする。」と規定されておりますが、市民団体の市民ギャラリーの利用状況は、使用希望者が抽せんになるほど多いことから、教育文化会館及び各市民館の会場では、展示日数を6日間としているところでございます。

次に、請願事項⑤「市民に対して、「教科書採択に当たっては、市民意見を求めている」などのアピールを出すこと」についてでございますが、これまでも、展示会場にアンケート用紙を設置して、市民の皆様の御意見をいただいてきているところでございますが、区役所、市民館、図書館等で配布している展示会の案内チラシや、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供などにおいて、引き続き、アンケート実施について周知方法の充実に取り組んでまいります。

続きまして、3ページを御覧ください。

次に、請願事項⑥「これまで、意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また明るい場所で書けるようになってきていることや、コピーできるようになってきていますが、この点を維持・拡充すること」についてでございますが、ページの上段、「展示会場における机・椅子の設置状況(予定)」を御覧ください。各展示会場には、机を複数設置し、その上に教科用図書見本を展示しておりまして、その場で椅子に座って閲覧することができます。また、アンケートを記入する机・椅子も別途設置しております。展示会場に足を運んでいただく皆様が、利用しやすい会場となるよう、今後も工夫してまいります。

次に、請願事項⑦「昼間働いている方が展示場に行けるように、夜(せめて7時まで)や休日 も含めて展示場を開設すること」についてでございますが、ページの下段の展示日時(予定)を 御覧ください。平日日中に働いている方が教科書展示会場に行けるよう、総合教育センター、教 育文化会館、市民館、分館で実施する展示会においては、土曜日、日曜日も開催をしております。

夜間の開設につきましては、各会場に1名配置しております職員は、公募により採用されております。教育文化会館、各市民館ギャラリーでの勤務の場合、金曜日から翌週の水曜日までの6日間の中で1日7時間勤務としており、市の要綱に定められた1週間について休憩時間を除いた38時間45分未満とする勤務時間の中で調整をしております。そのため、現在の開場時間を延長するということは困難でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

次に、請願事項®「この市民から寄せられたアンケート内容を、採択の教育委員会会議の前に 教育委員が読み、内容を検討する時間を確保すること」についてでございますが、展示会終了後 に、速やかにアンケートを集約し、内容を要約せずに、原本の写しを教育委員に確認していただ いているところでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上です。

御質問等がありましたら、お願いいたします。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

請願者の方、御意見、そして事務局からの御説明ありがとうございました。

お尋ねしたいんですけれども、請願事項5に関わることで、市民に対して、教科書採択に当たって意見を求めているなどのアピールをなすことについてなんですけれども、私も恥ずかしながら、この職に就くまでは教科書を拝見する機会というのはなくて、意見を出せるということも実は知らなかったんですね。

ですので、現状、どのくらいの人にこの案内が行っているのかということを測る意味でも、案内のチラシというのが、配布場所は今、御説明にもあったと思うんですけれども、大体何部ぐらい発行されているものなのかということと、あとは、これは私の意見なんですけれども、保護者に何か学校などを通じてこういった「教科書をみんなに見ていただける機会がありますよ」というアピールを出すことというのは難しいのかどうか、その辺りについてお伺いさせていただきます。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

ありがとうございます。まず、チラシの部数ですけれども、展示会の案内チラシについては、 区役所、図書館、市民館、それぞれの出張所、分館に全体で500部ほど配架しておりまして、 そのチラシ中に「各会場でアンケートを実施しております。皆様のお声をお聞かせください」と いう文言でアンケートに対してのアピールを出させていただいております。

また、学校の保護者の方向けのということではあるんですけれども、直接、今、学校にチラシを配架しているということはないのですけれども、今現在、区役所、図書館、市民館に配架しているチラシを増やしてというところを、今後検討していくことができればと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、野村委員。

【野村委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。 芳川委員。

【芳川委員】

御質問と御説明、ありがとうございました。

少し教えていただきたいのは、請願事項の①のところで、説明ができる職員を配置すること、確かに職員を配置されるとQRコードについてより安心して使えるかなと思うんですが、その点はいかがですか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

職員による説明ということなんですけれども、今現在、各会場に1名配置しております職員は、会場の整備や受付を担当しておりまして、QRコードの読み取り方につきましては、様々な製品によって違いがありまして、またQRコードを開いた先のインターネット上の情報についても

色々な種類があるということで、専門的な知識がないと、皆さんが満足できる対応は困難である と考えております。

【芳川委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【芳川委員】

はい、ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。 石井委員。

【石井委員】

今の①に関連してなんですけれども、スマートフォンを持っておられない方もいらっしゃると 思うのですが、そのような方、来場者にはどのようにというか、機器の設置というのはやはり難 しいものでしょうか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

確かにスマートフォン、全ての方が持っているということではないんですけれども、機器の設置の場合には、単純に端末の用意というだけでは済まなくて、インターネットに接続して初めて参照ができるというものでありまして、そういった状況を確保すること、そういったセキュリティー面だけの課題ではないため、現状では難しい状況となっております。

【小田嶋教育長】

施錠等のセキュリティー面プラスそういった設備面ですかね、インターネット環境ということ だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。先ほどの説明の中で、会場によって日数が大分違うというのがありましたけれども、大師分館と教育会館と総合教育センターの3か所だけが非常に長いわけですけれど、この理由を再度確認させていただいてよろしいでしょうか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

まず、総合教育センター、教育会館につきましては、神奈川県が設置する教科書センターとし

て設置しているため、臨時会場より長い期間での展示としております。特に総合教育センターについては、法定展示期間として連続した14日間以上を確保するように開催しておりまして、ただ大師分館につきましては、こちら、令和3年度に会場がそれまでの東門前小学校から大師分館へという形で変更となっておりまして、その際に、各地域において、南部地域においても教育会館、総合教育センターと同様の展示期間のある展示会場とするように、こういった教育会館、総合教育センターと並ぶ期間を大師分館でも実施するようにしております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。 森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。先ほどの野村委員の意見に追加する形になるんですけれども、コロナ 禍も終わりかけてきまして、自治会対応で配られる市政だよりなども元に戻ってまいりました。 なので、市政だよりなどのほうに少し小さくでも記事を載せることを検討なさったらどうでしょ うか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

市政だよりには、6月にこの展示の開催の御案内を掲載させていただいております。

【小田嶋教育長】

毎年、市政だよりには出していますよね。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

はい、市政だより6月号に。

【小田嶋教育長】

そういう形で対応しております。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

市民の皆様から意見を受け付けるということはとても大切なことだと思っていて、各会場にも

意見を書けるような机が用意されているというのは資料にもあるとおりなんですけれども、1点質問で、机と椅子が1セットずつなのかな、ということになっていると、もう少したくさんの人にスムーズに意見を書いていただけるような機会が持てるといいかなと感じたんですね。

ジャストアイデアなんですけれど、子どもたちが社会科見学のときに探検バックで持っていくような板状の台になっているのがありますよね、抱えて書くバインダーのようなもの、そういったものを貸し出して、もう少しアンケートを書いていただける機会を増やすということは難しいですか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

御意見ありがとうございます。

アンケートの記載につきましては、まず当日の会場で案内している職員のほうで、ロ頭でアンケートの御記入を案内しておりまして、各会場、テーブルはアンケートの記入用に1か所あるんですけれども、入っていらっしゃる方の状況等で判断して御案内させていただくのと、各テーブルと椅子は1か所なんですが、空いている閲覧席とかでも書いていただくように、その都度臨機応変に対応はさせていただいております。

【小田嶋教育長】

いいですか。

芳川委員。

【芳川委員】

今、アンケートの話が出ましたけれども、今までアンケートというのはどれぐらい提出されて いますか。

【大寺総合教育センター総務室担当係長】

ありがとうございます。アンケート、過去4年間ということになりますけれども、アンケートにつきましては、令和元年度が404件、令和2年度が651件、令和3年度が315件、令和4年度が176件の提出をいただいております。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

アンケートにつきましては、コピーを全部して、各委員が全部目を通していただいて、調査研 究の参考にしているということですね。

ほかにはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、この令和4年度請願第2号に関する取扱いについて、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

今まで事務局から説明があったとおり、今までもできることを丁寧に対応してきたと感じています。ですから、今後についても、色々と工夫をしながら、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それで、請願事項の①については職員がいないときに施錠ができなかったり、あるいはインターネット環境の確保が難しいといったことから設置が困難であること、それから④については、会場となる市民ギャラリーの利用を希望する方も多くて、準備や撤収の時間を考えると、会場を1週間確保することが難しいのではないかと、⑥については机や椅子などの設置はされていますので、スペース上の確保も難しいということ、それから⑦については職員の対応が困難なことなどから、本請願の取扱いについては不採択でよいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

ただいま石井委員から不採択という考えが出されましたが、ほかの方、いかがでしょうか。 田中委員。

【田中教育長職務代理者】

私も同様に不採択でよいと考えます。

【小田嶋教育長】

それでは、私のほうで全体をまとめさせていただきます。

今、石井委員と田中委員から不採択でいいのではないかという御意見をいただきました。今までの説明また質疑から、請願事項、今までも請願を毎年いただいて、できる限りの対応はしてきていると私も考えておりますが、今回の請願事項②と⑧などは、現在も今までも対応してきたということで、これは引き続き適切に対応していくということ。

そして、請願事項③の表示につきましては、より分かりやすくなるように各市民館等に依頼していくということ。

あと、請願事項の⑤につきましては、アンケート、市民意見を求めているというアピール等につきましては、今までもチラシ等で周知を図っていますが、先ほども説明がありましたように、市政だより等にも掲載していくということ、そういうことは今までどおり進めていくということが確認できたと思います。

しかし、今までもそうだったのですが、やはりできないこともありまして、今回で言いますと、 請願事項の①QRコードについては、やはりセキュリティーの問題とか通信環境の問題等で設置 は困難であるということ。

あと請願事項の④展示期間を少なくとも1週間ということで、市民ギャラリーの規定があって、 特別に例外もあるのですが、非常にニーズが高くてほかの市民の利用状況を考えると、それも難 しいだろうということ。

あと、請願事項⑥は机の配置、今もしていますが、それ以上拡充するのは困難ではないかというようなことが出ていました。

あと、時間につきましても、請願事項の⑦夜7時までという請願事項ですが、これは職員の勤務状況の中で配置が困難であるということが確認できたかと思います。

先ほど言いましたように、今までも同様の請願について、できることは可能な限り対応してきたと考えていますが、今回も、これからもできることはしっかり対応していきますが、今まとめましたようにできないところもあるということで、一部は難しいというところがありますので、本請願の取扱いといたしましては不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、不採択として決定させていただきます。

8 議事事項 I

議案第1号 令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る 諮問について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Iに入ります。

「議案第1号 令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に 係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、議案第1号「令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について、及び同教科用図 書の選定に係る諮問」について御説明させていただきます。

それでは、ファイルナンバー「02_議案第1号」の1ページを御覧ください。

初めに、「令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。

1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織 配列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進 める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、「地方教育行政の 組織及び運営に関する法律」及びその他の関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、 公正かつ適正に実施するものとされているところでございます。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和6年度に使用する教科用図書を採択いたします。

採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教 科用図書のうちから採択するものといたします。 ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※の4、1ページから2ページにまたがる部分でございますが、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、該当する教科用図書も採択できるものといたします。なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第9条図書」と呼んでまいります。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。

また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料についても、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教 科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等に より、採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確 保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行います。また、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、 審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1枚おめくりいただきまして、4ページにお進みください。

1点目は、「ア 学習指導要領との関連」、2点目は、「イ 編集の趣旨と工夫」、以下、「ウ 内 容」等でございます。

また、「エ 構成・分量・装丁」におきましては、体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか、紙の教科書と併せて、学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、調査審議の対象としてまいります。

4の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、新たに採択を行います。採択手順は、「採択の手順フロー図①」のとおりに行いますが、詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましては、現在 使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

5ページを御覧ください。

(3) の高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませ

んが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。(4)の特別支援学校、特別支援学級の教科用図書も含めまして、後ほど、フロー図にて御説明いたします。

6ページを御覧ください。

5の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月9日から8月2日までの期間におきまして、お示しの8か所でそれぞれ実施いたします。開催日時につきましては、会場・日時一覧のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

こちらは、「「小学校」における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。

採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図 書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。

各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は、調査研究員により構成されておりまして、⑤で各学校からの報告を取りまとめた調査研究、及び、⑥で全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておりまして、 調査研究会からの報告を参考にしつつ、様々な視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申 いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審査し、最終的に教育委員会の権限 と責任の下、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択に当たりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公平さを確保してまいります。

8ページを御覧ください。

こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。

一番下の四角の囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございまして、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。

そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を、教科 ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図 書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告 いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、 選定候補となった全ての教科用図書について調査研究を行い、⑤で「校内採択候補検討委員会」 に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び、「調査研究会」の報告を基に、採 択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で川崎市教科用図書選定審議会に 提出いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究等の報告を参考にしつつ、様々な視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会においては、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に教育委員会 の権限と責任の下、教科用図書を採択していただくこととなります。

9ページを御覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。

特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が特別支援学校用教科用図書や附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告いたします。

また、特別支援学校の高等部におきましては、現在、特別支援学校用の教科用図書がございませんので、高等学校用教科用図書や附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を教科用図書選定審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会に答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございますので、御参照いただければと思います。

11ページを御覧ください。

「令和6年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。

本年度は、令和6年度に使用する、小学校、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科 用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、 教育委員会が審議会に、それらの調査審議について、諮問を行うものでございます。

12ページを御覧ください。

本議案を御承認いただけましたら、川崎市教科用図書選定審議会に諮問し、手続を進めてまいりたいと考えております。

また、13ページから16ページ、最終ページにかけてでございますが、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。特によろしいですか。

例年と同じですが、初めて今度採択に当たられる森川委員や芳川委員、もしも何か素朴な疑問 等があればお願いしたいと思いますが、大丈夫ですかね。よろしいですか。

どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

疑問というか、支援級の子どもたちの教科書が原則として通常級と一緒のものを使っているということが書いてありましたけれども、例えば、国語という科目は教科書に載っているお話に沿ってグループに分けて発表をしたり、お芝居をしたりする単元もあるんですね。そこは、支援級の子どもたちが通常級の交流級の子たちと一緒に過ごせる、役割を分担して簡単な役を割り振っていただいて、一緒に過ごせる唯一のマッチングでもあるので、そういう意味で、国語の教科書が共通になったということに改めてよかったなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

はい、それでは、議案第1号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第1号は原案のとおり可決といたします。

議案第2号 令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第2号 令和6年度川崎市高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明 を、指導課担当課長、お願いします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第2号の「令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明させていただきます。

まず、「03-2_議案第2号資料」のファイルを開き、資料1「令和6年度川崎市立高等学校に おける募集形態」を御覧ください。

川崎市立高等学校は5校ありまして、幸高等学校を除く4校に定時制の課程が併置されております。

各校の設置学科でございますが、全日制の課程につきましては、川崎高等学校には普通科、生活科学科及び福祉科、幸高等学校には普通科及びビジネス教養科、川崎総合科学高等学校には情報工学科をはじめとする工業に関する5学科及び科学科、橘高等学校には普通科、スポーツ科及び国際科、高津高等学校には普通科がございます。

定時制の課程につきましては、川崎高等学校に普通科の昼間部、その他の定時制につきまして は夜間部でございまして、川崎総合科学高等学校にはクリエイト工学科及び商業科、橘高等学校 及び高津高等学校には普通科がございます。 それでは、「03-1_議案第2号」のファイルを開き、「令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」の議案書を御覧ください。

まず、1の「募集の区分」についてでございますが、全日制の課程では一般募集、定時制の課程では一般募集及び特別募集として在県外国人等特別募集をいたします。

昨年度から実施しております在県外国人等特別募集でございますが、国際化の進展に伴い国際 人の育成が求められていることから、海外帰国の生徒や在県外国人の生徒を受入れ、川崎市立高 等学校の生徒とともに学ぶ機会を設けることにより、国際教育を推進するための募集でございま す。

次に、2の「志願資格」を御覧ください。

- (1)の一般募集の志願資格でございますが、平成21年4月1日以前に出生した者で、次の アからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ川崎市立高等学校の通学区域に関する規則 の要件を満たす者でございます。
- 次に、(2)の在県外国人等特別募集の志願資格でございますが、前記(1)に該当する者であって、「入国後の在留期間が6年以内」の外国籍を有する者、または日本国籍を取得して6年以内の者でございます。

次に、3の「学区の確認」については、先ほどの「03-2_議案第2号資料」のファイルをお開きいただきまして、資料2「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋を御覧ください。

川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項にございますとおり、「普通科」に係る学区は「川崎市内全域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業や商業などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。

また、第4条の「就学の特例」といたしまして、普通科において、川崎市外であっても「県内に住所を有するもの」は「志願することができる」ものとし、この場合において入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

また、第6条の「県内に住所を有する者」のうち、「外国の国籍を有するもの」は、「学区以外からも志願することができる」ことから、在県外国人等特別募集については「神奈川県内全域」から志願できるものといたします。

- 「0.3-1_議案第2号」のファイルの議案書にお戻りください。お戻りいただき、 2^{-9} を御覧ください。
- 4の「募集の方法」につきまして、(1)にありますように、一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行います。
- (2)の在県外国人等特別募集は、市立川崎高等学校、定時制の課程昼間部において行います。 次に、5の「募集期間」につきましては、表のとおりでございます。今年度から、一般募集の 共通選抜及び特別募集において、インターネットを活用した出願を行います。

なお、表の右側の「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受検の機会をさらに確保するために、共通選抜と分けて実施するもので、共通選抜の合格発表後に実施する 選抜方法のことでございます。

3ページを御覧ください。9の「選抜のための検査」についてでございますが、初めに(1)の一般募集につきましては、全日制の課程は原則として5教科の学力検査、定時制の課程は3教科の学力検査を実施いたします。

また、どちらの課程も各高等学校の必要に応じて、特色検査として、実技検査、自己表現検査 及び面接を実施することができるものといたします。

次に、(2)の在県外国人等特別募集につきましては、3教科の学力検査と面接を実施いたします。この検査問題には、あらかじめルビが振られております。

4ページを御覧ください。10の「検査等の期日」でございますが、先ほど説明したとおり、 共通選抜の合格発表後に定通分割選抜を実施いたします。

なお、具体的な募集定員につきましては、毎年10月の教育委員会でお諮りしておりますので、 改めてそちらで提案させていただきます。

説明は以上でございますが、検査内容や選抜方法等の対応につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市教育委員会と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。 石井委員。

【石井委員】

ありがとうございました。

3ページの9番の選抜のための検査のところで、必要に応じて特色検査を行うことができるという記述がありますが、これは実技であるとか、意見発表であるとか、記載があるんですが、実際に実施されている高校というのはあるのでしょうか。もしお分かりになれば、あと、内容がもし分かれば教えていただければと思います。

【五味指導課担当課長】

昨年までは、実は全校で面接を実施しておったのですが、今年度からは、面接をやる場合は特 色検査になりまして、まだこれから決めるところですので、どこの学校が面接をやるかは現時点 では決まっておりません。

昨年の例でいいますと、橘高校のスポーツ科で実技検査を行っております。あとは、川崎総合 科学高校のデザイン科で実技検査を行っております。今年に関しては、これから新たに決めてい くところですが、昨年度に関してはこんな形でございます。

【石井委員】

その実技検査の内容は分かりますか。

【五味指導課担当課長】

まず、橘高校の実技は、反復横跳びが全員、その後、サッカー、バレーボール、陸上競技などを含めて7種目ございまして、この中から志願者が自分の得意なものを1種目選ぶという形になっています。

それから、総合科学高校のデザイン科ではデッサンですね。実技検査でデッサンを行っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。 ほかにはいかがでしょうか。 野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

資料の2ページ目で6番の志願の方法の説明があると思うのですけれども、アとイを比べていたんですけど、共通選抜と特別募集の場合はインターネットを使って、イのほうで、共通選抜の 二次と定通分割選抜は紙で志願という、この違いについて教えていただけますか。

【五味指導課担当課長】

実は、昨年までは全て紙で行っておりまして、今年度初めて、いわゆるオンライン、インターネット出願を行うところでございます。

まず、この共通選抜と特別募集を先に行いまして、それが終わった後に、例年、定通分割募集と、あと共通選抜で定員を割ると、この二次募集をやるのですが、こちら、志願者が非常に少ないということもあり、今年度に限ってはまずは紙でやってみようということで、来年度以降はどうなるかはまたその様子を見てとなりますが、志願者の多い共通選抜はインターネット出願で、その後は紙でやろうという形になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。 ほかにはいかがでしょうか。 芳川委員。

【芳川委員】

ありがとうございます。教えていただきたいことが1点あるのですが、特別募集、在県外国人 等の特別募集なのですけれども、例年、人数とかどれぐらい応募があったのか教えていただけま すか。

【五味指導課担当課長】

まず、川崎市立川崎高等学校の普通科昼間部ですが、昨年は定員8名のところに5名応募がありまして、5名全員合格しております。全県でいいますと、県内全域ですと、全日制で16校、在県外国人等特別募集をやっておりまして、こちらが153名の募集に対して140名受検、それから定時制4校で53名の募集に対して36名が受検しております。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。 森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。教えていただきたいんですけれども、定時制の課程についてです。 定時制の課程は、先ほど志願者が少ないとお話にありました。ちょっと関わっているので、私 の知っていることなんですけれども、定時制の合格者にはかなり学力の開きが大きくて、合格し た後に同一の授業をするのが困難で、掛け算から始めるクラスと普通に始めるクラスと分けて、 対応をしなければならないケースもあるようなお話を聞きました。合格基準というのはどのよう になっているのでしょうか。

【五味指導課担当課長】

合格基準に関しましては、これから発表になるのですが、今年度からは学力検査と、それから、いわゆる内申、この比率が全部で10で、例えば、学校さんによっては5対5だったり、6対4だったりというような、そういったまず基準が出てきます。そこへ面接が入る場合には、例えば、学力検査が5で内申が5で面接が2とかという、全部で最大15までの枠で決まっていきます。合格基準に関しましては、基本的には定員まで上から順番に取っていくというのが原則でございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

その他はいかがでしょう。 野村委員。

【野村委員】

去年もこの募集要綱のことが話題に出たときに質問させていただいたことなんですけれども、この資料でいう4ページの(5)です。「障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める」という要綱のところですけど、テストを受ける上で合理的な配慮が必要なお子さんがいらっしゃると思います。その子どもたちに対しての受検に関する相談の窓口とか相談の開始時期というものが、もう少し具体的にここに記述があると受検の参考にしやすいのではないかなと、保護者としては思っています。

去年もこの質問をさせていただいたときに、過去の学校の現場での合理的配慮の内容を参考にして、試験ではどんな配慮が認められるのか検討するというような御回答をいただいたと記憶しているんですね。その情報がもしここにあったならば、将来的に受検を考えている御家庭というのは、では、今、学校で合理的配慮をきちんと勝ち取るというか、持っておかないと、実績として積み上がらないから、受検のときにも配慮が受けにくいんじゃないか。やっぱり逆算して保護者は動いているので、「ああ、合理的配慮は難しいですか、そうですか」って、我慢している家庭

も絶対にあると思うんです。でも、この受検にも関わってくるとなると、もう一踏ん張り学校と 交渉したりという、親の熱も違ってくると思うので、受検を考えている御家庭のためにも、もう 少し相談の窓口とか受検に関しての相談の開始時期とか、具体的にどんな配慮を過去の子どもた ちが受けることができていたのかとか、合理的配慮はこのような流れで決めますよとか、参考の 情報がもう少しあると優しいのかなと思います。

【小田嶋教育長】

これは選抜要綱なので、この後、募集案内とか、より保護者、生徒向けの詳しい案内が出てきて、それを基に各中学校等でより詳しい説明をしていく。それは、でも中学校3年生を対象にしているということで、より広くそういったニーズのある子たちに対しては、もっと情報が伝わるといいなという趣旨の御質問だと思うんですけど、そういったことでどうでしょうか。

【五味指導課担当課長】

これは要綱なので、ケース・バイ・ケースで、全て書くと切りがないというのもございまして、 川崎市各区の教育担当もございますので、「もう中学1年生でも構わないので、何かあったら、す ぐに御相談ください」とお願いはしておりますし、この後、中学校の進路担当との会議がござい ますので、その辺りでも、「もう中1の段階から、気になることがあったら何でも御相談ください」 という形で、その子に応じてやはり我々もどういった配慮が必要か考えていかなければいけない と思いますので、早めに御相談くださいというようなお願いを毎年しているところでございます。

【小田嶋教育長】

試験を受ける際の合理的配慮については、かなり進んできていて、例えば川崎高校の附属中学の6年生が受ける適性検査なんかにおいても、色々なパターンでの合理的配慮をしていたりとか、あと各中学校での定期テストなんかでも、色々な工夫がされている例があると思います。

それがさらにもっと必要だという状況はあると思いますので、そういったことについては必要なニーズが、中学校や小学校の段階でもしっかりと将来につながっていけるような配慮は必要だという認識は十分持っていますので。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第2号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

9 報告事項

報告事項No. 1号 令和5年第1回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「報告事項No. 1 令和5年第1回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No.1 令和5年第1回市議会定例会について、御報告をさせていただきます。

「0.4_報告事項No.1」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「令和5年第1回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和5年2月13日から3月17日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会事務局から提案した議案といたしましては、5ページを御覧いただきまして、議案第15号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」、10ページから11ページにかけまして、議案第35号から議案第37号までの学校給食センター整備等事業の契約の変更についての4議案、また、教育委員会に関係する議案といたしましては、2ページにお戻りいただきまして、議案第2号「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、11ページを御覧いただきまして、議案第38号「令和5年度川崎市一般会計予算」、16ページを御覧いただきまして、議案第57号「令和4年度川崎市一般会計補正予算」、20ページを御覧いただきまして、議案第79号「川崎市教育委員会委員の任命について」の4議案でございまして、3月17日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も原案のとおり可決及び同意されたものでございます。

続きまして、22ページを御覧ください。

「令和5年第1回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質問は、2月27日・28日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしておりまして、自民党からの質問といたしましては、「「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について」、「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針について」、「学校施設のさらなる有効活用に向けた取組について」などがございました。

36ページまで、それぞれ共産党、公明党、みらいの順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、37ページを御覧ください。

「令和5年第1回市議会定例会 予算審査特別委員会発言者及び発言要旨」についてでございます。資料は予算審査特別委員会の開催日ごとに、会派名、委員名と質問要旨を記載した一覧となっておりまして、予算審査特別委員会は3月6日から3月9日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、28名の委員から41項目の質問がございました。

続きまして、38ページを御覧ください。

「令和5年第1回市議会定例会 代表質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質疑は3月17日の本会議において、全議案のうち追加議案として提出された議案に対し 行われたものでございまして、教育委員会に関係する質疑といたしましては、議案第79号「川 崎市教育委員会委員の任命について」に対し、みらい会派から質疑がございました。 以上で、令和5年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和5年第1回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した 議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思 いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、続きまして、報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について、御報告をさせていただきます。

「05_報告事項No.2」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」について、本日は、前回御報告いたしました令和5年2月7日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会に付託及び審査されました請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

こちらは、付託及び審査された請願・陳情の一覧でございます。順番に御説明をさせていただ きます。

初めに、ページの一番上、陳情第164号「学校における「黙食」の緩和を求める陳情」でございます。本件陳情につきましては、令和4年12月28日に提出され、令和5年3月13日の文教委員会で審査が行われました。

陳情の概要について御説明をいたしますので、3ページを御覧ください。

こちらが当該陳情書でございまして、陳情事項といたしましては、4ページにまいりまして「多くの学校等の中で行われている給食時間の「黙食」を緩和し、先生や友達と互いの顔を見ながら 共に楽しく味わうことができる「食育」の場になるよう見直しをしてください。」でございます。

審査の結果でございますが、委員から、「本市では、文部科学省の事務連絡等にのっとって学校への通知等が適正に行われている。今後、給食の時間における留意事項が文部科学省から示されることになっており、本市においても、この留意事項等に基づき改めてガイドラインの見直しを行うなど、適切に対応していくという説明があったことから、今後の推移を見た方がよい。」などの意見から、継続審査という形になりました。

続きまして、2ページにお戻りください。

上から2番目、陳情第165号「別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情」でございます。本件陳情につきましては、令和4年12月28日に提出され、令和5年3月13日の文教委員会で審査が行われました。

陳情の概要について御説明をいたしますので、5ページを御覧ください。

こちらが当該陳情書でございまして、陳情の要旨といたしましては、「婚姻中における共同養育を目指すため、双方の親から教育から分離されないような教育機関の運用を求めます。また、親子の居住が自治体間を超えても学校教育法第24条による養育がなされるような情報連携も行ってほしいと願います。」でございます。

審査の結果でございますが、委員から、「離婚や別居している場合でも父母間で学校行事や面談の参加に合意がなされれば対応できるという認識にのっとっていくべきだと考える。」などの意見から、不採択となりました。

続きまして、2ページにお戻りください。

上から3番目、陳情第169号「市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」(臨時的任用職員)の無期雇用転換を求める陳情」でございます。本件陳情につきましては、令和5年2月13日に提出され、令和5年3月13日の文教委員会で審査が行われました。

陳情の概要について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

こちらが当該陳情書でございまして、陳情の要旨といたしましては、「川崎市立小・中・特別支援学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」(臨時的任用職員)について、無期雇用への転換を実現するよう陳情いたします。」でございます。

審査の結果でございますが、委員から、「現場で事務職員の経験を積んだ方がい続けることは大変メリットがあるが、同時に、労働契約法、地方公務員法など法律の縛りによって、本市としてはいかんともし難いところがある。」などの意見から、不採択となりました。

続きまして、2ページにお戻りください。

上から4番目、請願第46号「学校給食費の無料化を求める請願」でございます。本件請願につきましては、令和5年2月16日に提出され、令和5年3月13日の文教委員会で審査が行われました。

請願の概要について御説明いたしますので、10ページを御覧ください。こちらが当該請願書 でございます。

請願事項といたしましては、「小中学校の給食費を無料にしてください。」でございます。

審査の結果でございますが、委員から、「財政が豊かであれば検討に値するかもしれないが、現

状、現実的にはなかなか厳しい」などの意見から、不採択となりました。

審査結果の御報告は以上でございます。

また、11ページ以降に、現議員の任期中に文教委員会に付託されました請願・陳情の一覧を添付しております。

議員の任期末の議会において、審査を終了しなかった請願、陳情については、継続審査の手続が行われず、議会閉会の日をもって審議未了廃案となります。

14ページの上から2番目、陳情第138号「学校におけるマスク着用に関する陳情」及び4番目、請願第43号「少人数学級と教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願」につきましても、審査を終了しなかったため、審議未了廃案となっております。

16ページから 20ページに当該陳情書及び請願書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書 でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 「国史跡橘樹官衙遺跡保存活用計画」における自己点検について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 「国史跡橘樹官衙遺跡保存活用計画」における自己点検について」 の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

報告事項No. 3「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画における自己点検について」御説明いたします。

資料、ファイルナンバー06「報告事項No.3「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」にお

ける自己点検について」をお開きください。

1ページを御覧ください。橘樹官衙遺跡群につきましては、保存活用計画に基づき、整備等関連事業を進めているところでございますが、このたびおおむね5年ごとに行うこととされている事業進捗状況等の自己点検を行いましたので、その結果について御報告するものです。

- 1、橘樹官衙遺跡群の概要でございますが、古代の役所跡である橘樹郡家跡、古代寺院跡である影向寺遺跡から成る橘樹官衙遺跡群は、平成27年に川崎市初の国史跡に指定されております。 国史跡指定後に、保存活用計画、整備基本計画を策定し、令和元年度から短期計画第1期に着手しております。
- 2、史跡整備についてでございますが、短期計画第1期として、「たちばな古代の丘緑地」及び 隣接地の公園整備と建物復元整備を行っております。資料右下が整備パース図となります。

遺跡の全容を明らかにできるよう、併せて周辺の発掘調査を継続してまいります。また、発掘調査地の現地見学会、学校への出前授業などの教育普及事業も実施いたします。

2ページを御覧ください。橘樹官衙遺跡群の平面図です。西側に影向寺遺跡、東側に橘樹郡家跡があり、図の右側の網かけ部分が、現在、短期計画第1期として公園整備、建物復元整備を行っている場所となります。

1ページにお戻りください。

3、計画の進捗管理と自己点検についてでございますが、保存活用計画は、おおむね10年の短期計画と、おおむね30年の長期計画で構成されております。また、保存活用計画では、進捗状況や課題抽出等の指標を明示し、おおむね5年ごとに自己点検を行うこととされております。 今回の自己点検対象期間は、平成30年度から令和4年度の5か年となります。

自己点検につきましては、調査整備委員会に自己点検シートを提示し、意見聴取・内容修正等、 自己点検結果の確認をいただいた上で、御報告するものです。

4、自己点検シートにつきましては、3ページの総括表を御覧ください。保存管理等四つの事項の合計 2 9 項目について、達成進度の指標に基づき、A (高い) から E (低い) の 5 段階で自己評価を行っております。

「保存管理」では、遺跡を適切に保存しつつ整備を行っていること、調査を継続していること等についてAとしております。「活用」では、点検期間を通じて現地見学会等の各種普及事業を実施したことについてAとしております。また、学校教育との連携や、アクセス等利便性の向上については、Cとしております。

その他、全体として、今後の整備計画の進行に伴い、本格的に取り組むこととなる項目につきましては、Cとしております。

4ページを御覧ください。調査整備委員会による自己点検の総評になります。おおむね高い評価をいただいております。

続いて、5ページを御覧ください。以降は自己点検シート説明資料として、各項目の指標を踏まえ、評価の根拠となる実施状況、成果・課題を記載しております。後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

田中委員、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

1点お聞きしたいのですが、3ページの総括表というのがあります。②の(エ)ですか、学校教育との連携がCになっているので、できるだけやはり地元のことを学ぶ、川崎の歴史を学校で学ぶということを考えると、できるだけ活用していただきたいような気はするんですけれども、なぜCにとどまるのか。何かやっぱり条件がこう整えば、もっと学校で活用できるのではないかというのがあれば教えていただきたいというのと、その下の生涯学習活動との連携というのが、若干高くてBになっていますけど、ここで生涯学習活動というのは何を指しているのか。いわゆる社会教育行政の事業との連携なのか、あるいは行政が絡まなくても市民の学習グループが利用しているということであればこれに入ってくるのか、ここでいう生涯学習活動の定義を教えていただけるでしょうか。

【竹下文化財課長】

まず学校の教育との連携でございますけれども、資料で申し上げますと、7ページのところに自己点検シートの説明資料のところに若干説明を入れておりますけれども、まず、学校での地域学習、そういったものの関係ですね。小学校の社会科研究会等の教員の方々向けにこういった講座を開いておりまして、それをまとめて学校のほうでの学習につなげていただくとか、それから出前授業として近隣の橘小学校に授業も行っております。

今、申し上げた第一期の計画の中で公園の整備と、それから、古代の倉庫の建物の復元を行いますけれども、こちらの工事の進捗に合わせて、最寄りの橘小学校の児童の皆さんに工事のスタートのほうで工事に使う柱をイベントとして引っ張ってもらうとか、それから、工事の途中のかやぶきの建物ができますけれども、そちらのかやぶきの工事の様子を見ていただくとか、そういった形の参加も考えております。

今後、この整備が終わりますと、本格的に橘小学校以外も含めて学校との連携という形で、実際に今、何もない状況ですが、そういった建物を見ながらの学習につなげていけると考えています。

それから、生涯学習活動は、その下に、7ページのオというところに、これは過去5年間の状況でございますけれども、市民館ですとかそういったところの事業で取り上げていただく、それから、講師として呼ばれて内容を説明するということもございますし、実際の地域の、例えば一番下のほうに宮前歴史探究会のウォーキングツアーだとか、そういった要請を踏まえて講義を行うとかそういった形も行っております。こちらも学校と同様、これから整備が進めば、より色々な形での連携が図られると考えております。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 令和4年度川崎市社会教育委員会議の活動について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.4 令和4年度川崎市社会教育委員会議の活動について」の説明を、生涯学習推進課長と社会教育委員会議議長の中村委員にお願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 4「令和4年度川崎市社会教育委員会議の活動」について御説明いたします。

ファイルナンバー07-1報告事項No. 4を御覧ください。

川崎市社会教育委員会議では、これまで、委員相互の意見交換や主体的な調査研究を中心に委員会活動を行ってまいりましたが、令和4・5年度の会議につきましては、教育委員会と社会教育委員会議の連携をより深め、現在の社会教育行政の進捗に合わせた内容で議題等の設定を行い、会議の報告案件や審議案件の検討・整理を行うことで、より多くの委員から御意見をいただけるように進めているところでございます。

今期から、このように会議運営の在り方から見直しておりますことから、期の途中ではございますが、中間報告として年次の御報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、議長をお務めいただいております、中村香委員から御報告をさせていただきます。 中村委員、よろしくお願いいたします。

【中村川崎市社会教育委員】

中村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど、生涯学習推進課長から御説明いただきましたとおり、これまで社会教育委員会議では、 社会教育委員が自主的にテーマを決めて研究活動を行っておりましたが、今期から会議の進め方 を変更し、教育委員会事務局と社会教育委員会議の議長である私と副議長の奥平委員で協議をし て議題を設定し、なるべく多様な意見が活きるとともに、実効性のある会議となるように進めて おります。

教育委員会が取り組んでいる今日的な教育施策と連動した会議となるよう、現在、推進されているリアルタイムの取組を議題とし、これまで以上に適時性や実効性のある議論を行い、実際に

教育委員会が取り組んでおられる社会教育施策に並走する形で意見等を届けていけるよう取り組んでまいりました。

本日は、まだ期の途中ではございますが、令和4年度に行いました社会教育委員会議の活動概要を御報告させていただきます。

2ページの目次にございますとおり、令和4年度は、8回の会議を開催いたしました。

3ページの上段にございますが、令和4年度の主な審議テーマは、教育委員会事務局との連携・調整に基づき「市民館・図書館の管理・運営の考え方」と「(仮称) 川崎市民館・労働会館管理運営計画」、そして「令和5年度生涯学習推進活動方針」といたしました。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方」と「(仮称) 川崎市民館・労働会館管理運営計画」につきましては、3ページから5ページにまとめてございますが、第1回から第3回まで、計3回の会議を通じて議論を行いました。

提言という形にはなりませんでしたが、それぞれの委員の見識から意見が交わされ、重要な議論でございましたので、8月23日開催の教育委員会に議事録を提出し、各社会教育委員からの意見として共有させていただきました。

また、「令和5年度生涯学習推進活動方針」につきましては、7ページから10ページまでにま とめてございますが、第5回から第8回まで、計4回の会議を通じて議論を行いました。

例年は、1回の会議で事務局から説明いただき意見等を挙げていたところでしたが、社会状況の変化なども見据え、目指す社会象など、丁寧に確認しながら審議を行いました。

また、あわせて、市民にとって分かりやすく、伝わりやすい工夫についても検討を行い、生涯 学習推進活動方針に沿った形で、社会教育委員からのメッセージをパンフレットという形で市民 の皆様に発信することといたしました。

パンフレットにつきましては、本日も資料として配布させていただいておりますので、後ほど 御覧いただきますようお願いいたします。

令和4年度の主な審議内容につきましては以上でございますが、このほか、定例的な議題といたしましては、11ページにございますが、適宜、市民館や図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の円滑な運営を図るために設置しているそれぞれの専門部会から、調査・審議状況の報告をいただいております。

また、6ページにお戻りいただき、第4回では事務局から教育プランに基づく社会教育の取組についての点検・評価の報告、9ページにございます、第7回では各市民館で実施される次年度の「市民自主企画事業・市民自主学級」についての協議、10ページにございます、第8回では社会教育関係団体への補助金交付についての協議などを行ってまいりました。

そして、その他の活動といたしましては、13ページ以降にございますが、社会教育委員に関係する会議体である、全国や関東甲信越静、指定都市等の社会教育委員の協議会への参加をはじめ、15ページにございます、各種会議等に委員を派遣しております。

本日は、活動状況の御報告とさせていただきましたが、社会教育委員会議で行った協議や社会 教育委員からの意見等につきましては、適宜、状況に応じた形で教育委員会に報告してまいりた いと考えております。

令和5年度におきましても、社会教育委員会議の活動が教育委員会の取組と連動し、社会教育 施策の推進に必要な助言等が行えるよう、会議を行ってまいりたいと考えているところでござい ます。 説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました 御質問等はございますか。

【田中教育長職務代理者】

どうも、会議の行い方を改革してきたというのがよく分かりました。ありがとうございます。 これによって、お話の中にはありましたけれども、委員の皆さんの意見の出方といいますか、 非常に政策にとって有用性の高いといいますか、今後の川崎市における教育施策であるとか、社 会教育施策であるとか、それに対する有効性というものを皆さん意識しながら、前向きに発言す るようになられたとか、何か変化のイメージを教えていただけるとありがたいんですけれども。

【中村川崎市社会教育委員】

私は今期から委員ですので、奥平委員にその辺を御説明いただいてよろしいでしょうか。

【奥平川崎市社会教育委員】

奥平でございます。

私は、過去の社会教育委員会議に何度か関わりを持たせていただいておりますので、今年度の変化といいますか、取組の変化に関してはその差が分かるといいますか、感じておりますけれども、例年に増して、教育委員会事務局との連携が深まっているという認識は増していまして、非常に会議、事前の打合せ等々でテーマ決めからの時間を取っていただいたり、あと、年間を見据えた会議計画というものを、あらかじめ委員の人には共有するという取組を進めていただいていますので、委員の方にとっては、突然この話が出るというよりは、あらかじめ準備をした形での議論ができる体制が整っているのかなという認識はしています。

先ほど議長のお話もありましたように、教育委員会のほうから御提示されたスケジュールに対して、議長、副議長を中心に各委員が意見を申して、適切な緊張関係といいますか、委員と事務局との間の関係においても、これまで以上に密な関係が築けていると私は認識しているところであります。

ですので、引き続き次年度、今年度もあと1年残っているのですけれども、委員の方からはそ ういった体制を理解いただいて、多くの意見を事務局にぶつけて、事務局ではそれに応えていた だくような関係が継続できればという感じで考えております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

中村議長はよろしいですか。田中委員はよろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

はい、ありがとうございました。

私は、教育委員の中でもどちらかというと社会教育の分野で活動してきた人間なものですから、

できれば、やっぱり社会教育委員の皆様が社会教育を専門的にいつも考えていただいているので、 それを教育施策に反映できるというのはとても大事なことですから、この6名の教育委員の会議 の中でも、社会教育委員の方々から出てきた色々な知見を提供していただいたりしながら、社会 教育を川崎市としてもっと充実させていければいいなというふうに思っております。

法律の中でも、「社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる」ということがありますので、ゆくゆくは何らかの形で教育委員と社会教育委員が交流するようなことをできたらいいかなと思っているのですけれども、そんなことをイメージしながら、私としても、これからも社会教育委員の皆様がいい仕事をしていかれることを祈っております。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。 ほかにはよろしいですか。 野村委員。

【野村委員】

田中委員がきれいにまとめてくださったのに、質問を挟んで恐縮なんですけれど、メッセージを込めたパンフレットを作ってくださったということで、拝見しました。ありがとうございます。 とてもすてきなメッセージが込められていると思います。

私は子育て世代なので、やはり小さな子どもがいると学びたい意欲があっても、なかなか一歩踏み出すことができなかったりとか、自分が持っているこれまでの経験とか技術が社会でもどう生かしていけるのかということについて、あまり深く考えられないまま年を重ねていくだけというふうになりかねないところを、このように背中を押してもらえるメッセージが社会に届くというのはすごくいいことだと思います。

このパンフレットというのは、具体的にどういったところで配布する計画があるでしょうか。

【山口生涯学習推進課長】

では、こちらは事務局のほうからお答えいたします。

まず、このパンフレットにつきましては、市民館ですとか、図書館ですとか社会教育施設で、まず職員もしっかりこの学びのメッセージを受け止めながら、まず職員が受け止めることで市民にお伝えするというようなことで、研修などそういったところで使っていきたいと思っております。

あと、このパンフレット自体は単にパンフレットラックに入れておいて、どんどんはけていく というようなものではないと思っておりますので、色々な団体、特に社会教育委員会議などでは 様々なバックボーンを持った委員の方が見えていらっしゃいますので、そういったところでもぜ ひお使いいただきたいですし、社会教育委員の皆様にも、作ったことを委員の皆様から言葉で伝 えていただくようなツールとしても利用していただくように考えております。

行政のほうでも、このメッセージを様々な場所で活用していきたいと考えているところです。 以上でございます。

【野村委員】

ありがとうございます。

そうですね、ただただパンフレットラックに入れるというよりは、確かにそのメッセージがき ちんと伝わるということが一番大事だと思います。

やっぱり具体的な方法がセットになって届くというのが一番効果的かなと思っていて、学ぶ方法、講座の案内だとか、あとは図書館とか電子書籍も読めるようになったよとか、こんなサークルがあるよとか、そこで身につけたものをこんな形でボランティアができるよとか、寺子屋の先生をやってみませんかとか、そういった教育委員会としても扱っている、色々な学びの場所や、その生かし方の場所ということを具体案としてまとめて、それを市民の皆さんに届きやすくすること、それを教育委員会側でも整えていくことで、社会教育委員会議の皆さんとの連携も取れていくと思うので、引き続き連携をよろしくお願いしたいと思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。 ほかにはよろしいですか。 芳川委員。

【芳川委員】

何か話の終わりになって申し訳ないんですが、私のイメージなんですけれども、川崎市は社会 教育において非常にすばらしい歴史があって、もう歴代の委員の皆さんも本当に社会教育を中心 として見据えて活動してきているなと。

神奈川県内でも本当にもう珍しいと言っていいくらいに、すばらしい存在感がある委員会と思っているので、そうしますと、先ほど、今までの形を変えて活動されていると思うんですが、来年、つまり今年度を含めて、この報告は活動報告という形で何かをまとめて出すのか、それとも今回すてきなリーフレットを出していただいているんですが、それに似たようなまとめをしていくのかとか、初めて聞かせていただきましたので、そこを教えていただけるとありがたいですが。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。

今回、中間報告ということで活動報告をさせていただきましたが、その議題ごとで御意見を、例えば計画行政に反映していくとか、そういったところで提案、提言的なものをいただいたりというような形になりますので、必ずしも最後に何かをまとめてというよりは、適宜御意見を必要な時期にいただきながら市施策に反映するという形でやってまいりたいと思いますので、議題によって最終的な成果物は変わってくるかというように考えているところです。

以上でございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。 はい。

【田中教育長職務代理者】

すみません、気になることだけ、1点だけ申し上げます。

パンフレット、リーフレットの件なんですけれども、以前から見ているのは、めざす社会像、 それから基本方針、上のほうですね、これが民主主義の精神にのっとって学びの成果を還元し、 持続可能な社会の実現を目指すということで、学びを通した社会づくり、地域づくりというもの がこの社会像、基本方針にかなり明確に書かれていますよね。

そう思ってこの下のメッセージを見たときに、確かに文章の中には、右側の上のほうですか、 「川崎らしい持続可能な社会の実現」というのが入っていますが、全体にはどちらかというと学 びをしていきましょうというメッセージのように見えるんですね。

これはもしかしたら、あまりにも地域づくりを前面に出すとハードルが高いというか、そういうのがあるので、まずは皆さんに学びの楽しさ、豊かさというものを味わっていただくというのを主な狙いとして、テーマ的には割と学びというところで通していて、文章の中にちらっと持続可能な社会というのを入れているというか、隠しながら入れているという、そういう何か工夫があるんでしょうか。ちょっと気になりました。

【中村川崎市社会教育委員】

そうですね、最初、例えばこのタイトルの「学び続けることで、未来を切り拓こう」というと ころが、もっと社会的な内容でしたが、社会のために学ぶというよりも、学ぶことによって社会 がよりよくなっていくということで、まずは学び、それぞれの主体的な学びを大事にしたいとい う思いが強く出ているところではございます。

ただ、おっしゃったように、教育というものは自己実現、社会実現の両方が大事だと思いますので、それを見据えつつ、でもやはり個人の学びを大事にしたいというのがこのリーフレットには意図としては入っているところではございます。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。どうもありがとうございました。 傍聴人の方に申し上げます。 会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川 崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室いただくようお 願いいたします。

<以下、非公開>

10 議事事項Ⅱ議案第3号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第3号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これを持ちまして終了いたします。

(15時46分 閉会)